

豊橋市教育委員会訓令第2号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部長、教育監、課長、美術博物館副館長（事務長）及び科学教育センター事務長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>別表第1（第6条関係）</p>				<p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部長、教育監、課長、<u>図書館長</u>、美術博物館副館長（事務長）及び科学教育センター事務長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>別表第1（第6条関係）</p>			
専決事項	部長	教育監	課長	専決事項	部長	教育監	課長
教育部教育政策課に属する事項				教育部教育政策課に属する事項			
(1) 職員（県費負			○	(1) 職員（県費負			○

担教職員を除く。 以下同じ。)の扶 養親族届、通勤 届、単身赴任届及 び住居届の認定に 関すること。			
(2) 所得税の徴収 納付に関するこ と。			○
(3) 時間外勤務及 び休日勤務の計画 の承認に関するこ と。		○	
(4) 職員の分限 (病気休職に限 る。)に関するこ と。	所 属 職 員		
(5) 職員の職務に 専念する義務の免 除に関すること。	教 育 監	課 長	そ の 他 職 員
(6) 育児休業及び 部分休業の承認に 関すること。	教 育 監	課 長	そ の 他 職 員
(7) 自己啓発等休	所 属		

担教職員を除く。 以下同じ。)の扶 養親族届、通勤 届、単身赴任届及 び住居届の認定に 関すること。			
(2) 所得税の徴収 納付に関するこ と。			○
(3) 所得税に対す る扶養親族の控除 に関すること。			○
(4) 時間外勤務及 び休日勤務の計画 の承認に関するこ と。		○	
(5) 給与からの控 除及び口座振替の 申出に関するこ と。			○
(6) 職員の分限 (病気休職に限 る。)に関するこ と。	所 属 職 員		
(7) 職員の職務に 専念する義務の免 除に関すること。	教 育 監	課 長	そ の 他 職 員
(8) 育児休業及び 部分休業の承認に 関すること。	教 育 監	課 長	そ の 他 職 員
(9) 自己啓発等休	所 属		

業及び配偶者同行 休業の承認に関する こと。	職員		
(8) 病気休暇の承認 に関すること。	教育 監	課長	その職員（非常勤職員（地方公務員に規定する短時間勤務職を占める員を除く。）及び時に用れる職員

業及び配偶者同行 休業の承認に関する こと。	職員		
(10) 病気休暇の承認 に関すること。	教育 監	課長	その職員（非常勤職員（地方公務員に規定する短時間勤務職を占める員を除く。）及び時に用れる職員

			を 除 く。)
(9) 介護休暇の指 定期間の指定及び 介護時間の承認に 関すること。	教 育 監	課長	そ の 他 職 員
(10) 年次有給休暇 の繰越し確認に関 すること。			○
(11) 職員の身分、 給与、在職その他 職員に関する証明 に関すること。			○
(12) 職員の公務災 害補償の認定手続 に関すること。			○
(13) 工事の施工申 請及びしゅん工報 告の受理に関する こと。			○
(略)			

備考

1・2 (略)

3 所得税に対する扶養親族の控
除に関すること並びに給与から
の控除及び口座振替の申出に関
することについては、担当主査
がこれを専決することができる。
る。

			を 除 く。)
(11) 介護休暇の指 定期間の指定及び 介護時間の承認に 関すること。	教 育 監	課長	そ の 他 職 員
(12) 年次有給休暇 の繰越し確認に関 すること。			○
(13) 職員の身分、 給与、在職その他 職員に関する証明 に関すること。			○
(14) 職員の公務災 害補償の認定手続 に関すること。			○
(15) 工事の施工申 請及びしゅん工報 告の受理に関する こと。			○
(略)			

備考

1・2 (略)

別表第2（第7条関係）

(略)

備考 事務長が置かれている学校
（小・中学校を除く。） において
は、第2号から第4号までに掲げ
る事項について、事務長がこれを
専決することができる。

別表第2（第7条関係）

(略)

備考 事務長が置かれている学校にあ
っては、第2号から第4号までに
掲げる事項について、事務長がこ
れを専決することができる。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。